

## 第12回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成23年12月19日（月）午後7時～9時10分

場所 市役所本庁舎正庁

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、石原委員、沼田委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

我妻委員、遠藤委員、齋藤委員、佐川委員、松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、山田、河合、工藤、近藤、佐藤（冴）、渡部

事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 戸倉課長、邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査

石川主事

### 1 開会

### 2 全体会議

白河市自治基本条例素案中間とりまとめ（案）（以下、中間取りまとめ（案））の「第1 自治基本条例の必要性」から「第4 白河市自治基本条例素案の構成」の内容で、各グループが検討した追加及び修正すべき事項を事務局でとりまとめた修正（案）について、事務局から説明した後、グループごとに再修正が必要な部分について検討を行い、発表した。各グループの発表の概要は次のとおり。

なお、今回の意見を踏まえた再度修正（案）を、次回の会議で提示することとなる。

#### 【Aグループ】

- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。
- 「第2 自治基本条例素案の基本的な考え方」の内、「3 全体構成の考え方」の中の、「理念的な内容が中心とならざるを得ない」という部分がひっかかる。市民憲章であれば理念のみということになるが、条例は理念と制度が一緒になったものである。このため、何らかの修正が必要ではないか。

#### 【Bグループ】

- 全体的な表現として、分かりやすく表現しようとする、回りくどくなり、簡

潔にしようとする分かりにくくなる。その間でバランスがとれればいいのだが、具体的な修正案までは至らなかった。

- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。
- 条例素案は市民会議として出すものなので、市民会議の設立した経緯等について最初に記載しておくべきではないか。

#### 【Cグループ】

- 最初の原稿から、大分読みやすくなったのではないか。ただ、読みやすくなったことで、一部の難しい用語などが目立ってしまっている感じがするので、その点について修正が必要ではないか。
- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する記載内容について、もっと簡潔にしてもいいのではないか。

#### 【Dグループ】

- 「第1 自治基本条例の必要性」の中の地方分権に関する修正の中で、「その結果」と「今まで以上に」の間に、「一部国の法律による拘束は受けるものの」というフレーズを入れるべきではないか。前回の発表の際も話したが、全て地方自治体の事務になったとはいえ、その中でも一部国の法律による拘束の中で行うものもあり、その点を厳密に記載すべきだと思う。

### 3 グループ別会議（前半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「1 前文」及び「2 総則」の内容で修正・追加すべき事項について、グループごとにまとめ、発表を行った。質疑応答内容及び各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、次のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

#### 【Aグループ】

- 前文が細かすぎるので、文章を短くする。
- 前文の「私たちは、遥か昔から」のブロックを、震災のブロックの後に持っていく。
- 前文の東日本大震災に関する記載は、後に危機管理に関する内容が出てくるため、残したほうがいいと思うが、「この大震災をよりよい白河の創造に向けた機会と捉え」という表現が、被災している方に対して失礼にあたると思うので、その表現を変更する必要がある。

### 【前文の修正案】

私たちの白河市は、歌枕として名高い白河関跡や南湖公園、小峰城等の国指定の史跡・名勝に代表される歴史、松平定信が城下の反映を願って開いたのが始まりと言われる白河だるま市、日本三代提灯祭りの一つに数えられる白河提灯祭りや各地域に伝わる民族芸能等の文化、那須甲子連峰を望み阿武隈川、社川、隈戸川流域に広がる豊かな自然等、魅力ある地域資源に恵まれた県南地方の中核都市です。

平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達に築き上げられてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして復興に力を注がなければなりません。

松平定信の「士民共楽」の理念を基に「市民が共に楽しむ」即ち、「市民共楽のまち白河」としての郷土に対する誇りや愛着心も、よりよい白河の創造を目指した大きな力となることでしょう。

そのためには、私たち市民や市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者が、共に考え、助け合ってまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、その実現に向けた市民参画や協働に関する手法を明らかにし、白河市の新しい自治を確立するために、ここに白河市自治基本条例を制定します。

- 「2 総則」の「(3) 定義」の中の「協働の定義」について、「公共的課題の解決に向けて」の後ろに「共通の目的を持ち」というフレーズを入れる。
- 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の中の③協働の原則について、「お互いに助け合い」の表現を「自ら出来ることは自らが行うことを基本として、世代間や地域間で助け合い」という表現に変更する。
- 「2 総則」の「(5) まちづくりの基本原則」の④として、「市民参画と協働の必要性を、市民と行政がお互いに理解していくこと→意識改革」を入れる。

### 【Bグループ】

- 前文の歴史に関する記載が長い。読んですっきりするような文章にすべきではないか。
- 前文の東日本大震災に関する記載について削除すべきではないか。この条例を何十年後かに読み直した時に、この部分だけが違和感が生まれるのではないか。
- 前文の「市民共楽」というキーワードはいいキーワードであるが、使い方が無理やり使っているような感じを受けるので、文章を修正するか、「市民共楽」に代わるキーワードとして、旧4市村の一体感を感じられるようなものがあるのであれば、キーワードを変更するというのも選択肢の1つではないか。ただ、具体的な修正案までは至らなかった。

### 【Cグループ】

- 前文の歴史に関する記載について、このような歴史を基に、「今の白河市はこうなっている」というような現在の姿についても入れた方がいいのではないかと。例えば、交通の結節点になっているなど。
- 歴史の部分の内容が旧白河市の内容に偏っている。その一方で、旧4市村のバランスをとろうと思うと、これもまたどこまで記載するのかということが難しいので、思い切って歴史、文化、自然に関する記載を外すということも選択肢の一つとして考えられるのではないかと。前文は、本文を読んで解釈に迷った時に、解釈の指針とするために読むというものなので、特に歴史、文化、自然に関する記載が無くても前文としては成り立つのではないかと。

### 【Dグループ】

- 前文の部分で「～していかなければなりません」という表現があるが、このような義務的な表現ではなく、「～を目指します」というような表現にした方がいいのではないかと。
- 前文の「そのためには、私たち市民や市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者が、同じ方向を向いて、一体となり、みんなで考え、みんなで責任を持ってまちづくりを進めていかなければなりません。」の部分について、後に出てくる総則の「協働」の定義と同じような表現にすべきではないかと。「協働」の定義では責任というところまでは踏み込んでいない。

### (2) 清水座長による講評

修正・追加の内容については、各グループが共通の部分とグループの特徴が出ている部分とがありました。

まず共通して指摘されていた部分として、歴史的な記述の部分が長すぎる、細かすぎる、旧白河市の内容に偏っているという意見があったと思います。自治基本条例の条文をつくる上で必ず必要なのかというと、必ずしもそうではないという側面もありますので、もう少し事務局の方で検討していただければと思います。

また、前文の震災の記載について違和感があるという意見があったと思いますが、書き方次第だと思います。震災の後にこの条例をつくるということ、また震災の教訓を踏まえて危機管理の規定をおいているということからすれば、書き方を工夫すれば、震災に関する記載はあってもいいのではないかとというのが私の個人的な意見です。

また、義務的な表現が多いのではないかと意見もありましたが、自治基本条例の根本に立ち返って考えれば、市民がよりよい生活をするために行政などの方向性をつくるということがもともとの条例の発想にあったということから考えれば、

前文の部分で義務的な表現を出しすぎるといのはどうなのかというご指摘はそのとおりだと思います。また、協働の定義とすり合わせて前文を考えるというのも重要なご指摘だったと思います。

各グループとも、総則の部分についてはあまり意見が出てこなかったようですが、事務局に提出するシートには、この点についても様々な意見が入っていればいいなと思います。

最後に、前文というのは解釈の指針となるようなものだというお話がありました。そういうような結論からすると、確かに歴史等に関する記載は必要ないという結論に至るのですが、白河市の土台としての歴史というものが重要なんだという発想に立てば、歴史に関する記載も前文に入れてくるべきだということも考えられます。この点については、各グループから提出されるシートを基に、事務局の方で再度検討していただきたいと思います。

#### 4 グループ別会議（後半）

中間とりまとめ（案）の「第5 条例素案の内容」の内、「3 まちづくりの主体」から「6 協働」までの部分について、修正・追加すべき内容をグループごとに検討した。次回、グループごとにまとめた上で、発表を行う。

#### 5 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、会議資料により事務局から説明した。

#### 6 閉会